

【電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示】

当院では、医療DX推進体制整備において、以下の体制整備を行っています。

- 1.オンライン請求を行っています
- 2.オンライン資格確認を行う体制を有しています
- 3.電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は利用できる体制を有しています
- 4.電子処方箋の発行については現在調整中です
- 5.キビタン健康ネット等の医療情報共有ネットワークを活用し、複数医療機関間で検査結果・画像情報の診療情報を共有・閲覧できる体制を整備しています。
- 6.マイナンバーの健康保険証利用について、お声がけ、ポスター掲示を行っています
- 7.医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して行うことについて院内の見やすい場所及びホームページに掲載しています

上記の体制により、令和8年6月の診療報酬改定に伴い

電子的診療情報連携体制整備加算2		(月1回)
初診時	9点	
再診時	2点	

算定いたします。

電子カルテ情報、外部システムを通じた質の高い診療提供を目指しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。